

## 郡上市全地域の携帯電話通話不能地域の

### 解消を求める意見書

近年の携帯電話の普及は目覚ましく、同時に通話可能地域も拡大しており、人口カバー率で99パーセントに達していると言われている。

このように、携帯電話は社会経済上、国民生活上における基礎的なサービスとなっているにもかかわらず、当市を含む全国の山間地域においては、このサービスを利用できない地域が、世帯数が少なく採算が合わない等の理由により施設整備がなされず、通話できない場所が数多く見られるところである。

当市は人口5万人であるが1,030平方キロメートルの広大な面積を有し、自然環境豊かな山間地域であることから交流人口も年間600万人を迎えている状況である。今後、携帯電話が動画の配信など機能面においても情報化をリードすることが見込まれる中、携帯電話サービスが受けられない地域が存在することは、情報化社会にあつて重大な問題といわなければならない、緊急の課題として、その解消に積極かつ早急に取り組む必要がある。

よって、国におかれては携帯電話サービスが固定電話と同様、全国どこでも公平かつ安定的に提供される状況を速やかに達成するため、また、緊急時や災害時における携帯電話の有用性に鑑み、移動通信用鉄塔等施設の整備と維持管理に対する特段の支援措置等をされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年10月5日

岐阜県郡上市議会

総務大臣 様